

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成18年10月13日京都市条例第17号）（消防局総務部企画課）

消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）の施行に伴い、京都市消防賞じゅつ金支給条例ほか5条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年10月13日から施行することとしました。

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成18年10月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第17号

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市消防賞じゅつ金支給条例の一部改正)

第1条 京都市消防賞じゅつ金支給条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

(京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「位置及び名称」を「名称及び位置」に、「, 必要な」を「必要な」に改める。

(京都市消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項」に、「, 必要な」を「必要な」に改める。

(京都市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第4条 京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

(京都市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正)

第5条 京都市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第19条第2項及び第23条第1項」に、「消防団員」を「消防団員」に、「ついて」を「関し」に改める。

(京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正)

第6条 京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7」を「第24条」に、「関して」を「関し」に、「施設」を「事業」に、「並びに災害対策基本法」を「災害対策基本法」に改める。

第5条第2項第1号中「第15条の6第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防局総務部企画課)